

【特集：中国経済の対外開放の新局面／改革・開放40周年】

# 「対外開放」はどこに向かうのか

遊川 和郎

【キーワード】 対外開放 走出去 米中摩擦

【JEL 分類番号】 P33、F41

## はじめに

中国が改革開放政策に転じて40年が経過した。本稿では、過去40年間「対外開放」で括られる事象を振り返り、中国の発展段階と国際情勢の中でどのような意味や作用があったのかを論じる。また後半では米国トランプ政権発足後の通商摩擦と対外開放との関係やその方向性について略述する。

## 1. 対外開放と中国

### (1) 対外開放の包摂する含意

そもそも対外開放とは何なのか。改革開放の「改革」については、経済、社会の諸領域に及ぶが、旧来の集権的な計画経済から分権的な市場経済への移行、競争メカニズムの導入と概ね理解することは可能だろう。

これに対して「開放」は、「自力更生」というそれまでの閉鎖的な体制からの転換、より具体的には海外からの資本と技術の導入を意図し、国内市場の開放（輸入拡大）、外資誘致といった国際社会から歓迎されるであろう意味を付加していた。大橋（2003、1頁）が対外開放を「国際社会に能動的に参加する過程」「国際経済の規範やルールを受容する過程」と総括しているように、西側先進国が有している資本と技術を導入するには、国際経済の規範やルールを受容していなければならないのである。

重要なのは、改革、開放いずれも立ち遅れていた経済を発展させるための手法であるが、そ

の目的が達成された場合、次の目的のために中味は変容する。持続的な成長のために必要とされる変革は改革と呼ばれる一方、WTO加盟を実現（2001年末）し、国際ルールとの接合に一区切りをつけ、「開放」は外資導入に限定されず、次の大目的達成のための手段となるのである。

### (2) 外資導入と国際経済規範への接合

初期の対外開放政策は目的が海外からも明確であり、その施策も目的と整合的である。1970年代末から円借款や世銀融資など低利で返済条件の緩やかな公的借款によりインフラ整備を図るとともに、中外合弁企業法に始まる外資関連法規を整備しながら広東・福建省に4経済特区、沿海14都市に経済技術開発区を設置し、進出企業の受け皿とした。1990年代に入ると浦東開発区の設置に続き、鄧小平南方視察を経てサービス分野など開放領域の拡大、内陸部への開放地域の拡大が図られた。

国際社会の経済規範への接合については、1982年に関税貿易一般協定（GATT）のオブザーバーとなり、1986年にGATT加盟を正式に申請した。中国のGATT加盟申請は西側先進国にとっても中国市場の門戸が開放される意味から歓迎され、交渉の滑り出しは順調だったが、1989年の天安門事件によって一時中断を余儀なくされた。

その一方で、1990年代には中国の輸出競争力は向上し、知的財産権問題も含めて通商摩擦が頻発する。西側諸国もGATTの枠組みによる

紛争処理手続きの必要性を感じる一方で、より厳しい加盟条件を必要とするようになり、加盟交渉も長引いた。中国は世界貿易機関（WTO）

原加盟国入りを目標に交渉を続けたが間に合わず、2001年12月11日に中国はWTO正式加盟が実現した。

図表 1. 各段階での対外開放の目的と施策

	目 的	施 策
1980年代	インフラ整備 外貨獲得 外資導入、先進技術・経営ノウハウの取得、市場経済の実験	円借款、世銀など公的借款の利用 輸出振興、保税區、加工貿易 經濟特區・開發區設置、外資優遇税制
1990年代	地域格差是正 最惠国待遇（MFN）恒久化 國際ルールとの接合 外資の選別	開放地域の拡大（内陸、辺境） GATT（WTO）加盟 関税引下げ、輸入許可制など非関税障壁撤廃 外商投資ガイドライン、投資リスト公布
2000年代	高度産業の誘致  輸出市場多角化 外貨の有効活用、資源確保、技術・ブランド獲得	サービス分野開放、外商投資ガイドラインの強化 「兩高一資」の制限 途上国市場開拓、FTA 「走出去」 海外企業 M&A 人民元の変動幅拡大
2010年代	通商ルール作りへの参画 次世代技術での覇権 國際公共財の提供	自由貿易試験區設置、メガ FTA 交渉 「中国製造2025」 「一帯一路」、AIIB

（出所）筆者作成

### （3）外資導入から対外投資へ

ここまで経余曲折はあったものの、中国はWTO加盟により国際経済のルールを受け入れ、海外からの資金や技術を利用しながら世界経済と一体化していく過程であり、「対外開放」はその言葉から受ける印象と大きな違いはない。

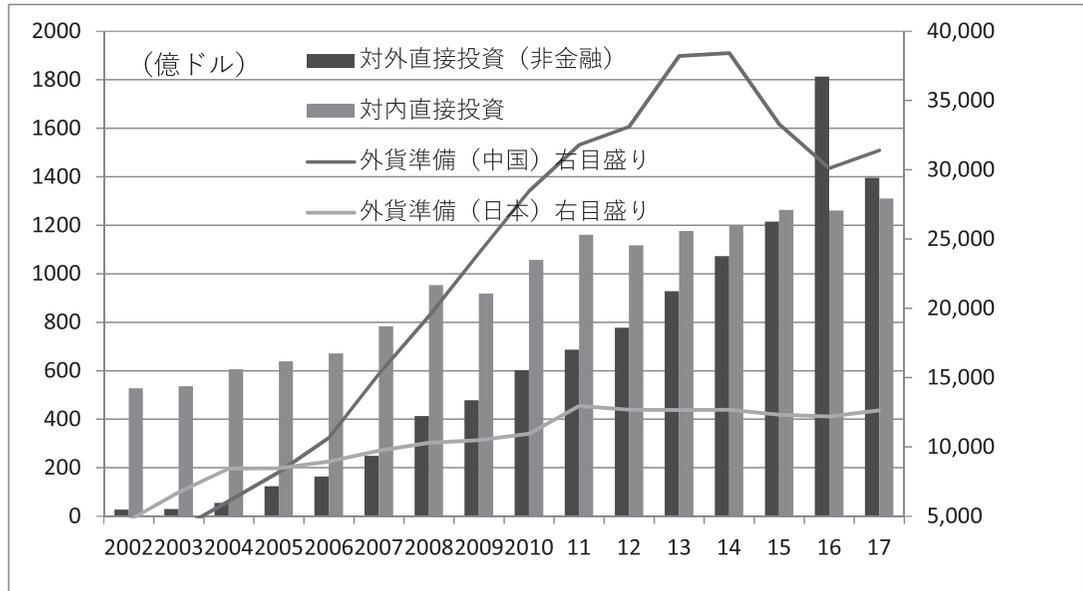
しかし2000年前後には中国は「世界の工場」と称されるようになり、外資を活用した生産力の飛躍的拡大とWTO加盟によって世界経済との接合を果たしたことで対外開放の目標や施策も変化していく。貿易面ではそれまでの先進国を中心とした輸出から途上国市場の開拓、多角化を図り、外資誘致ではより高度な産業や内陸部への誘導が進められた。

これらはそれまでの対外開放の延長線上であるが、それ以上に大きな変化は立ち遅れた経済のキャッチアップから、対外開放に新たな

目的が加わり始めることである。その一つが「走出去（海外進出）」である。中国石油化工有限公司（Sinopec）、中国石油天然気集团公司（CNPC）、中国海洋石油総公司（CNOOC）といった国有の資源・エネルギー大手によるアフリカ諸国や南米、オーストラリアでの資源権益獲得の投資が相次いだ。続いて聯想集団によるIBMのPC事業部門買収や家電、自動車など国際市場で不足している技術力やブランド力を補うために先進国の企業を買収する例も珍しくなくなった。いずれも増加し始めた外貨準備を背景に、政策面から対外投資のハードルを下げたことに伴う動きである。2000年代初頭までは年間数十億ドル規模で限定的だった中国の対外投資はその後大型案件や投資分野の広がりによって飛躍的に増加し、2010年には602億ドル（金融を含まず）と中国の直接投資受入れ（1057

億ドル)の半分の規模まで拡大、2016年は直接投資受入れを大きく上回った。

図表2 中国の対外投資



(出所)『中国統計年鑑』『中国対外直接投資統計公報』各年版から筆者作成

#### (4) FTAの展開

もう一つの大きな変化は自由貿易協定(FTA)の積極展開である。2002年11月にASEANとの間で締結した「全面的経済協力枠組協定(ACFTA)」を皮切りに、2017年12月に締結したモルディブとの自由貿易協定まで含め16協定に署名済みで、24カ国・地域に及ぶ。また2019年4月末現在交渉中が13協定、交渉に入る前の研究段階も8つある。

中国の積極的なFTA戦略が経済的な利益の追求に照準を定めて推進されているかといえば、そうではない。むしろ政治的、外交的な誘因が強く見られる。2000年に朱鎔基首相がASEANにFTA(ACFTA)を提案した背景には、目前に控えた中国のWTO加盟がASEANにとって脅威にならないことを強調する狙いがあった。そのため、ASEAN側が強い関心を示した農産品・生鮮品に関するアージーハーベスト措置を認め、一方で後発のVLCM4カ国(ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー)についてはFTAの完成期限を2015年までとするなどの

配慮を行っている。またACFTAと時を同じくして「南シナ海行動宣言」「非伝統的安全保障分野における協力宣言」に署名、2003年には「平和・繁栄志向の戦略的パートナーシップ」の樹立を宣言するなど、中国への警戒を緩和させる一つの手段となっているのである。

香港とのCEPAの背景には、2003年春の重症急性呼吸器症候群(SARS)発生で経済活動が落ち込んだ香港を支援する狙いがあり、その後も香港の景気が落ち込むたびにカンフル剤として範囲が拡大されていった。台湾とのECFAも2008年の総統選に当選した国民党の馬英九総裁を支援し、統一気運を醸成する狙いが見え隠れする。中米のコスタリカとは、同国が2007年に台湾との国交を断絶したのを機にフィジーリテスタディを開始したもので、中国と国交を結ぶことの経済的なメリットを強調する意義があった。同様に2018年7月に交渉を開始したパナマはその前月に台湾と断交したばかりである。

欧州諸国との間で初めて締結したのはアイス

ランドである。地球温暖化が進むことで北極の水が融け北極海航路が開けることや、北極圏での資源開発を有利に進めるために同国に接近したと見られている。水産品の輸入関税をゼロにするなど中国側が譲歩した内容になっている。

このように、これまで中国が締結した FTA

には、外交や安全保障上の目的を達成する上での補助的な道具としての意味合いも強い。香港・台湾の分離独立阻止や周辺諸国への脅威論払拭、資源の確保など幅広い目的があるが、これらの意味合いが経済的な利益の追求よりも優先されていることが大きな特徴といえる。

図表 3. 中国が締結済みの FTA (16)

1	ASEAN10 (ACFTA) アップグレード (2014年8月交渉開始)	2002.11.4 2015.11.22	2003.7.1
2	香港 (CEPA: Closer Economic Partnership Arrangement)	2003.6.29	2004.1.1
3	マカオ	2003.10.17	2004.1.1
4	チリ アップグレード (2016年11月交渉開始)	2005.11.18 2017.11.11	2006.10.1 2019.3.1
5	パキスタン 第2段階 (2011年3月交渉開始)	2006.11.24 2019.4.28	2007.7.1
6	ニュージーランド	2008.4.7	2008.10.1
7	シンガポール アップグレード (2014年8月交渉開始)	2008.10.23 2018.11.12	2009.1.1
8	ペルー	2009.4.28	2010.3.1
9	台湾 (ECFA: Economic Cooperation Framework Agreement)	2010.6.29	2010.9.12
10	コスタリカ	2010.4.8	2011.8.1
11	アイスランド	2013.4.15	2014.7.1
12	スイス	2013.7.6	2014.7.1
13	韓国	2015.6.1	2015.12.20
14	オーストラリア	2015.6.17	2015.12.20
15	ジョージア	2017.5.13	2018.1.1
16	モルディブ	2017.12.7	

(出所) 中国商務部ウェブサイト (中国自由貿易区服務網 <http://fta.mofcom.gov.cn/>) から作成、2019年5月16日最終確認

図表 4. 中国が交渉中の FTA

	交渉相手	交渉開始
1	GCC (湾岸協力会議)	2005.4
2	ノルウェイ	2008.9
3	中日韓	2012.11
4	RCEP (東アジア地域包括的経済連携)	2012.11
5	スリランカ	2014.9
6	イスラエル	2016.3

7	ニュージーランド（アップグレード）	2017.4
8	モーリシャス	2017.12
9	モルドバ	2017.12
10	韓国（第2段階）	2018.3
11	パナマ	2018.7
12	パレスチナ	2018.10
13	ペルー（アップグレード）	2018.11

他に共同研究段階（8）：コロンビア、フィジー、ネパール、パプアニューギニア、カナダ、バングラデシュ、モンゴル、スイス（アップグレード）

（出所）図表3に同じ

#### （5）メガFTAと「一帯一路」の提起

胡錦濤政権（2002～2012年）後半、北京五輪直後から発生したリーマンショック、欧州財政危機、また経済規模（国内総生産）で日本を抜いたことを受け、中国の対外姿勢はより積極的に転じていくとともに、米国と決定的な対立を避けながらいかに平穏に米国の地位に迫り、最終的に凌駕するかということが中長期的に重要な課題となった。

そうした中で2011年に米国はイラク撤退を完了し、オバマ大統領はアジア太平洋回帰（リバランス）の方針を明確に示した。またシンガポール・ブルネイ・チリ・ニュージーランド4カ国の経済連携協定（EPA）として始まった環太平洋パートナーシップ協定（TPP）だが、交渉に米国、オーストラリア、日本などが加わり、中国の積極的な海洋進出姿勢と相まって次第に通商問題から安全保障問題へと変質し、中国を排除した経済連携の色彩が強まった。

第18回党大会で「中華民族の偉大な復興」を掲げて総書記に就任した習近平は、1年後の2013年9月、10月に陸と海のシルクロード構想（「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」、後に併せて「一帯一路」）を提起し、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立構想も打ち出し、「一帯一路」が対外開放の中心的な施策となっていく（本稿では「一帯一路」の詳細について言及しない）。

#### （6）通商ルール制定の主導権

TPP交渉が進展する一方で、中国は通商ルール制定の主導権争いから外れ、不利益を被ることへの警戒を高める。2014年12月開催の中央政治局第19回集団学習会はFTAがテーマで、習近平総書記が「FTA戦略の加速は、我が国が国際通商ルールに積極的に関与し、グローバル経済ガバナンス制度の重要なプラットフォームを勝ち取ることであり、我々は傍観者、追従者であってはならず、参与者、牽引者でなければならず、FTA建設を通じた国際競争力の増強に長け、国際ルールの制定にもっと多くの中国の声を発し、もっと多くの中国の要素を注入し、我が国の発展利益を維持、開拓しなければならない」と述べているように、その問題意識が伺える。

一方でオバマ大統領は「中国は世界で最も成長の高い地域のルールを作りたがっている。そうなれば米国の労働者と企業は不利な立場に立たされる。そんなことを我々は許せるだろうか。そうしたルールは我々が作るべきだ」と発言（2015年1月）、同年10月にTPP交渉が妥結する。

#### （7）自由貿易試験区

このように中国は、自国を排除したTPPへの警戒を強め、周辺諸国を中心にFTA交渉を進める一方、TPPで求められるようなより

高い貿易・投資の自由化への適応を模索する。その実験的なエリアが自由貿易試験区である。2013年9月の上海自由貿易試験区設置に続き、15年4月には広東、天津、福建の3地区もそれぞれ後背地との連携強化を目的に加えた。さらに2016年8月には、第3弾として遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西の7省市が追加、内陸地域においても一帯一路に呼応した開放政策を推進する狙いである。

自由貿易試験区は、TPP、大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定(TTIP)、二国間投資協定(BIT)で進められている高水準での貿易(貨物・サービス)・投資の自由化、公平な競争と権益保護といったルール作りに対し、中国がこれらの世界水準から遅れをとらないよう、国内の一部先進地域で先行的に実施し、経験を他の地域に拡大していこうとするものである。中でも外資の参入規制緩和にあたり、中国国内で投資や経営が禁止・制限される産業、分野、事業など項目を列挙し、それ以外は原則自

由化するネガティブリスト方式の導入が進められている他、上海自貿試験区では、金融サービスの開放が他試験区と差別化した目標になっている。

しかし、これまでこれらの自由貿易試験区で顕著なブレイクスルーがあったとは思えない。その大きな理由は、ある都市の一部を指定、限定して自由化措置を行うことにどれだけ実質的な意味があるのか、ということである。保税区の延長としてスタートした経済特区時代の発想で進められており、現在模索している自由化では性質が異なる。第19回党大会(2017年)の報告では「自由貿易試験区に一層大きな改革自主権を賦与し、自由貿易港の建設を模索する」とあり、2018年4月には習近平主席が海南島を訪問し、その後海南島全島を自由貿易試験区とし、自由貿易港に発展させる方針が示された。海南島という隔離された地域で人の出入りも含めた自由化の模索が行われるものと思われる。

図表5. 中国の自由貿易試験区(第1・2弾)

	上 海	広 東	天 津	福 建
設 立	2013/9.29、 2015/4.27拡張	2015/4.21	2015/4.21	2015/4.21
面 積	28.78→120.72km <sup>2</sup>	116.2km <sup>2</sup>	119.9km <sup>2</sup>	118.04km <sup>2</sup>
該当区域	第1期：外高橋保税 区、外高橋物流園区、 洋山保税港区、浦東空 港総合保税区 第2期：陸家嘴金融区 内、張江ハイテク区 内、金橋開発区内	南沙新区、 前海蛇口片区、 珠海横琴新区	天津港片区、 天津空港片区、 濱海新区中心商務 片区	廈門片区、 平潭片区、 福州片区
後背地	長江デルタ	珠江デルタ	京津冀	海峡西岸経済区
狙 い	長江経済帯の発展推 進、サービス業の開 放、金融監督・金融リ スク防止メカニズム構 築	香港・マカオとの 経済協力推進、 サービス貿易自由 化	京津冀との協同発 展推進、同地区と の経済的整合性向 上	台湾との経済協力 深化

(出所) 沈桂龍(2016) p.123を参考に筆者作成

## 2. 対外開放と米中通商摩擦

### (1) トランプ政権と中国への対抗姿勢

「米国第一」を掲げ2017年に発足した米国トランプ政権は、就任前から主張していた対中強硬策を実行へ移していく。当初、米国側の要求は対中貿易赤字の解消を企図したものと見られ、第2期習近平体制がスタートした直後の2017年11月、北京にトランプ大統領を招いての米中首脳会談では、総額2535億ドルの契約に調印し（うち貿易26件1088億ドル、投資8件1447億ドル）、中国側は輸入拡大、市場開放によって米国側の要求に応えながら着地点を模索していくものと思われた。

しかし、その直後に発表された「国家安全保障戦略(NSS)」(2017年12月)、「国家防衛戦略(NDS)」(2018年1月)において、米国は中国とロシアを力による「現状変更勢力」と位置付け、対抗姿勢を強調するようになった。トランプ政権中枢にはナバロ大統領補佐官(通商)、ボルトン大統領補佐官(安全保障)、ライトハイザー USTR 代表、クドロー NEC 委員長といった対中強硬派が顔を揃え、2018年に入り

太陽光パネル等へのセーフガード(2月)、鉄鋼・アルミへ製品の追加関税(3月)を相次いで発動した。

3月にはさらに米通商代表部(USTR)が「通商法301条に基づく対中報告書」を発表し、技術移転、知的財産及び技術革新に関係する中国政府の措置、政策及び慣行は不合理、差別的なもので、米国は推計で年間少なくとも500億ドルの巨額の損失を被っていると厳しく糾弾。1974年通商法301条に基づく知財侵害に対する制裁措置を7月から9月にかけて3回に分けて発動(①340億ドル分、②160億ドル分、③2000億ドル分)した。

さらに8月には2019年度(18年10月~19年9月)国防権限法が超党派議員の賛成とトランプ大統領の署名で成立。同法では、19年8月以降中国5社(ZTE、華為技術、HIKVISION、浙江大華技術、海能達通信)からの米政府機関製品調達を禁じ、20年8月からは5社の製品を使用する企業との取引も打ち切るなど、中国への強硬策が多く盛り込まれた。米国の要求は当初の貿易赤字解消から中国政府による米企業への強制的な技術移転強要や「中国製造2025」によ

図表6. トランプ政権の対中経済制裁措置

2017/4/7	習主席が訪米、両国間の貿易不均衡を是正する「100日計画」策定で合意
11/8	トランプ大統領が訪中、大型商談
12/18	「国家安全保障戦略(NSS)」発表
2018/1/3	対米外国投資委員会(CFIUS)がアリババ金融子会社によるマネーグラム社の買収案却下
1/19	「国家防衛戦略(NDS)」発表
1/22	太陽光パネル等へのセーフガード措置発表(2/7発動)
3/8	鉄鋼・アルミへ製品の追加関税措置発表(3/23発動)
3/22	USTRが「通商法301条に基づく対中報告書」を発表
4/16	米商務省がZTEに対し米国企業との取引禁止の制裁措置(6/13解除)
8/13	「国防権限法」、「外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)」成立
10/4	ペンス副大統領がトランプ政権の対中政策について講演
11/1	米司法省が中国による情報窃取や経済スパイ活動の取り締まりなど包括的に対処する「中国イニシアチブ」を発表

(出所) 報道から筆者作成

る関連産業への補助金停止など中国の抑え込みを目的とすることが鮮明になり、こうした強硬な対中姿勢はトランプ大統領による単なる政治パフォーマンスから党派を超えた支持へと変わっていった。

### (2) ペンス副大統領演説

通商問題から性質を変えてきたトランプ政権の厳しい対中認識が包括的に示されたのが2018年10月4日、ペンス副大統領によるハドソン研究所での講演である。トランプ政権の対中政策に関する40分以上の演説の中でペンス副大統領は、貿易赤字、為替操作、知財侵害といった自由で公平な貿易とは相いれない政策が採られていることへの批判に加え、政府による知財の略奪（強制的な技術移転）、覇権奪取の試み（軍事的な膨張）、自国民に対する抑圧（イスラム教徒ウイグル族や地下教会の弾圧、監視国家）、「借金漬け外交」による途上国への影響力拡大、台湾・チベットの迫害、トランプ政権打倒を企図した試み（政治工作）、等を列挙した。副大統領は、ソ連崩壊後中国の自由化は避けられないと想定し、分別ある楽観主義をもって中国をWTOに加盟させたが深い失望に変わったと述べ、最後に中国の為政者が方針を変更し、数十年前の米中関係の始まりを特徴づけた改革と開放の精神に戻ることを呼びかけた。

### (3) 新時代の対外開放

ペンス演説が指摘している重要な問題は、改革開放が変質してしまっていることである。対外開放は至上命題であった経済建設加速（キャッチアップ）の手段から次第により多様で複合的な目的を達成する手段として使われ始めたのは前述したとおりである。そして中国は2017年の第19回党大会において「新時代」への転換を明示した。すなわち、毛沢東の社会主義建設「站起来（立ち上がる）」、鄧小平の経済建設中心への転換「富起来（豊かになる）」から、次は習近平の社会主義現代化強国の実現「強起来（強くなる）」の時代であることを宣言した

のである。

米国が改革開放後の中国に対して封じ込めではなく基本的に関与政策を採ってきたのは、「豊かになる」中国は米国の国益に叶うものであったからである。そこには米国の経済的な打算を楽観的な（甘い）見通しで覆い隠していたのは事実であるが、中国を世界経済の一員として引き込むことによって世界経済、米国経済もその恩恵に与ったこともまた事実であろう。ところが中国は次第にその経済力（資金力）と自国市場を外交交渉の有力な手段として活用を始めた。また、先進技術も巨大な自国市場を武器に競合相手の存在をちらつかせながら有利な立場で交渉し入手していった。

米国のみならず欧州（EU）において中国警戒論が台頭している背景も、中国が自由主義国家の開放性に付け込み地域の分断や中国の国益実現を図り、先進技術を有する企業の買収など技術の獲得を進めるからである。東欧16カ国への積極的なインフラ建設支援（2012年から「16+1」の枠組みで関与）、財政危機に陥ったギリシャのピレウス港運営権取得（2016年）、家電美的集団によるドイツの産業用ロボット大手クーカ買収（2016年）などの事例が挙げられる。

米シンクタンク「世界開発センター」は2018年3月、IMFのデータなどからジブチ、キルギス、ラオス、モルディブ、モンゴル、モンテネグロ、タジキスタン、パキスタンの8カ国を「返済困難に陥るリスクが高い」とする調査結果を発表した。これらの国の他にもスリランカなど「一帯一路」沿線国に対する「債務の罫」が中国の軍事力を補強することを懸念する声が上がっている。

これらはいずれも「豊かになる」から「強くなる」に転じた新時代の「対外開放」の一面側面であるが、これらは「全米民主主義基金（NED）」研究者が命名した「シャープパワー」と密接に関係している。米国の強硬な対中姿勢は、強い中国を実現するための対外開放をヘッジすることだと考えれば、米中の摩擦も長期化することが予想されるのである。

## [日本部文献]

- 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編 (2016) 『メガFTAと世界経済秩序』勁草書房
- 大橋英夫 (1998) 『米中経済摩擦』勁草書房
- 大橋英夫 (2003) 『シリーズ現代中国経済 5 経済の国際化』名古屋大学出版会
- 大橋英夫 (2016) 「TPPと中国の『一帯一路』構想」『国際問題』No.652
- 大橋英夫 (2018) 「対外経済と直接投資」『現代中国経済論 [第2版]』第12章 ミネルヴァ書房
- 大橋英夫 (2018) 「トランプ米政権の対中通商政策の展開 (2017-2018年)」『2018年版中国情報ハンドブック』蒼蒼社
- 大森琢磨 (2014) 『米中経済と世界変動』岩波書店
- 朽木昭文・馬田啓一・石川幸一編 (2016) 『アジアの開発と地域統合：新しい国際協力を求めて』日本評論社
- 下村恭民、大橋英夫+日本国際問題研究所編 (2013) 『中国の対外援助』日本経済評論社
- 鈴木英夫 (2016) 『新覇権国家中国×TPP 日米同盟』朝日新聞出版

- 中川淳司 (2013) 『WTO 貿易自由化を越えて』岩波新書
- 平川均・石川幸一・山本博史・矢野修一・小原篤次・小林尚朗編著 (2016) 『新・アジア経済論』文眞堂
- みずほ総合研究所 (2018/5/2) 「対米通商問題への中国の対応」
- 遊川和郎 (2018) 「一帯一路」の政治経済学的考察 『アジア研究』第64巻第4号

## [中国語文献]

- 黄茂興主編 (2017) 『中国 (福建) 自由贸易试验区发展报告 (2016~2017)』社会科学文献出版社
- 沈桂龙 (2016) 「上海自贸试验区扩区和溢出效应分析」『上海経済発展報告 (2016)』社会科学文献出版社
- 中国社会科学院金融研究所 (2017) 『中国自贸区发展报告 (2017)』社会科学文献出版社
- 李善民 (2016) 『中国自由贸易试验区发展蓝皮书 (2015-2016)』中山大学出版社

(ゆかわ かずお・亜細亜大学)